

裁判員経験者意見交換会議事録

裁判員経験者を「経験者」と表示する。

第1 意見交換会

1 裁判員裁判に参加しての全般的な感想等

司会者：皆様，本日はお忙しい中，御出席いただきましてありがとうございます。
す。

本日の意見交換会は，先ほど御案内しましたとおり，広く国民の皆様が安心して裁判員裁判に参加できるように裁判員裁判に参加されました裁判員経験者の皆様に率直な感想や御意見を語っていただき，その声を国民の方々に伝えるとともに，皆様の御意見等を今後の裁判員制度の運用の参考にさせていただくことを目的としておりますので，よろしくお願ひします。

今日お集まりの5名の方は，昨年3月から今年2月にかけて熊本地方裁判所で行われた裁判員裁判に裁判員としてお仕事をさせていただきました。その節は，本当にお疲れさまでした。

まず最初に，県民の皆さんの中には，刑事裁判という法律に関わる仕事に携わって，事件の内容を理解して有罪，無罪の判断をし，刑の重さまで決めることができるのだろうかという不安をお持ちの方もおられると思います。

法廷での審理等について，裁判員の方にとって分かりやすいものになっているかどうかなどについて，お話しいただき，裁判官，検察官，弁護人にどのような工夫が必要なのかという点について，御意見をお聞かせいただきたいと思いますと考えているところです。

皆様の担当された事件は，いずれもここに出席されている鈴木部長が担当した事件ですので，私が分からないところでは適宜説明させていた

だきます。

それから，検察庁からは花輪検事，弁護士会からは，今度，刑事弁護委員会の委員長に就任される予定の村山弁護士も参加されてますので，適宜，検察官，弁護士の方からの説明や質問をいただくことになっています。

前置きはこの程度にしまして，判決が終了してから，長い方ではもう1年以上も日が経っておりますが，まず最初に，裁判員裁判に裁判員として参加されてみての，全般的な感想や印象をお伺いしたいと思います。誰からでも結構でございますが，全般的な感想，印象とか，自分の担当した事件を引き合いに，何でも結構でございますので，言っていただければ有り難いと思いますが，いかがでしょうか。

経験者4： 私，去年12月だったですかね，担当させていただいたのは。一番最初に，裁判所の方から封書が来たときに思ったのは，ああ，何だ来ちゃったなあと最初にちょっと思ったんですけど，ただ，その反面，封筒が来た時点で，私の頭の中では，これをやるんだという頭があったんで，心の準備をする時点で，たまたま，前にいた職場の定年を迎えまして，次の仕事にちょうど移るときで，前の職場だったら，仕事柄すぐに断れたんですけど，今度の仕事では断り切れない，断る理由がなく，その頃，いきなりなんですけど，最初の封書が来てから，自分がここの裁判所に呼び出されるまでの間が，長ければ長いほど，やっぱり緊張感って出てきましたね。

ここに来るまでの間に，いろんな，テレビで，この裁判はどうだったとか，今，こういう裁判がやってますよとか，やっぱり見るのがあって，僕がこう，何かそういうのを担当したときに，どう考えて行けばいいんだろうっていうのはありましたね。

実際，裁判員としてここに来るようになって，いろんな内容を見てい

って、いろんな証拠も見せられてという段階を経ていくうちに、最近のテレビドラマは結構ビジュアルっていうか、生々しくやってるじゃないですか、裁判みたいなドラマとか、証拠がどうだこうだとかなど、結構、それが頭の中であって、この証拠って、本当に証拠として取り上げられていいのとか、やっぱり素朴な疑問を持ちながら見ていたという気がします。だから、例えばロープで2回締めた跡がありましたとか言われたら、それってどうやって分かるのとか、ほんと素朴なところなんです。そういうふうに言われた後で、いや、これ、後で手で締めたんですとか言われても、どうやって分かるのと。そういったところの、なぜ、これが分かるんですっていう説明があれば非常に分かりやすい、理解できるんじゃないかなと思ったんですけど、やっぱり検事も弁護士も、初めてだったようです。そうすると、初めての人がやったときというのは、やはり、ああこの人うまいなとか、この人、ちょっと説明が下手だなとかいう部分もあるので、そういったところで、被告として立っている方は、良くも悪くもなるかなという印象もあったですね。

司会者： どうもありがとうございました。他の方はいかがでしょうか。

経験者1： 私が受け持った事件は、23年3月の殺人事件なんですけど、やっぱり生々しい映像とか、血の付いた出刃包丁とか、そういうのが映し出されて、ちょっと、見たときに、わっ、すごいなっていうのと、怖いなっていうのが半分ありました。やっぱり、生々しさが後まで続きましたけど、でも、自分がそのときに刺されたりすれば、痛みとか苦痛とかが、自分だったらっていうのはありますね。相手が受けたまんまというか、ちょっと言い表せないんですけど、相手から受けた痛みとか抵抗とか、そういうのを改めて考えたときに、すごいという気持ちが出て、やっぱり亡くなった人がかわいそうっていう気持ちと、何でこういうふうになるまでっていう気持ちが、だんだん日を追うごとに出てきました。

この裁判員に選ばれて、ニュースとか事件とかをテレビで見るときに、今までだったら、炊事しながらでも全然気に掛けなかったんですけど、裁判員に選ばれたことによって、自分も気にして事件を見るようになりました。やっぱり、やってよかったと思います。

司会者： どうもありがとうございました。何か生々しい、痛いということで、注意してよく事件を見るようになったということですが、同じ事件を担当した2番の方、何か付け加えることとかございますでしょうか。

経験者2： 私も、大体、同じなんですけど、その他に、事件の背景に何が、今までだったら新聞とかニュースでも、その見出しだけ見て、ああ、そういうのがあるんだ、あったんだとしか思わなかったんですけど、事件があるたびに、その背景とか、なぜそうなったかとかを、新聞とかを詳しく全部見るようになって、裁判員裁判があったとニュースで流れると、量刑を決めるにはどんな評議がなされたのかなとか、いろいろ考えて、自分も、何かまだ参加しているような気分になったし、私としても、経験してすごい良かったなと思いました。

司会者： ありがとうございました。他の方はいかがですか。

経験者3： 私も裁判員になって、今の女性の方と同じで、新聞を、例えば裁判員の字を見るだけで、もう最初から最後までしっかり読むし、テレビであっていても、事件が、何かひどい事件だと裁判員の方達は精神的にも大変だったろうなって、私の場合はそんなに、ひどい事件じゃなかったんで、そんなにまで大変じゃなかったんですけど、事件によってはかなり皆さん大変だったろうなと思って。でも、1週間でしたが、自分にとって、毎日、何か充実感もあったし、是非、いろいろな方に、これからもしていただきたいと思います。

司会者： ありがとうございました。最後になりましたけども、まだ発言されていない5番の方、どうでしょうか。

経験者 5 : こんな状況の中に来ると思ってなかったんで、びっくりしてるんですけども、3回殴られたっていうので、話を聞いただけでも、そんなひどいとか、すごい状態というのは、聞いただけでは分からなかったんですが、実際、写真や医師の方のお話とかを聞いて、よく写真を見るとショックでとかいう話もあるんですけど、私は見て、こんなにひどいんだというのが分かったんで、とても良かったと思っています。

それと、私が裁判員に参加したことによって、職場の同僚なんかも、最初は、私は参加したくないとか、そういう話とかも出てたんですけど、評議の話はできないんですけども、雰囲気とかの話をしたら、自分も参加してみたいっていう声も出てくるようになりました。以上です。

2 審理について

司会者 : どうもありがとうございました。まず、5人の方に、自分が担当した事件の全般的な印象であるとか感想を述べていただいたんですけども、次に、審理の内容について、それが分かりやすかったかどうかという観点から、裁判の手續の順序に従って、聞いてみたいと思います。

審理の最初には冒頭陳述といって、検察官と弁護人がそれぞれの主張を明らかにする手續がありますが、最初の法廷で緊張もされたと思いますが、その最初の冒頭陳述というのは自分の頭にしっかり残ったのでしょうか。どなたでも結構ですけど、冒頭陳述というのは頭に残りましたか。どうでしょうか。5人いらっしゃるんで、皆さん、手を挙げてもらっても結構です。どうですか、頭に残ったという方は手を挙げていただけますでしょうか。

(挙手する者あり)

司会者 : 3人の方が頭に残ったと。2人の方はちょっと冒陳は頭に残らなかったということですね。最初、A4版で提出される冒頭陳述メモというのがあると思うんですけども、これはあった方がいいですか、あるいは、

これはもうなくても分かるということでしょうか。いかがでしょうか。

経験者4： あった方がいいです。

司会者： 全員あった方がいいですか。

経験者5： はい。

司会者： 全員，冒頭陳述メモはあった方がいいと。あと，冒頭陳述を聞いていて，何がポイントかという問題点というのは，すぐに分かりましたか。それとも冒頭陳述を聞いていても，よく分からなかったでしょうか。どちらでしょうか。

経験者1： 私は，頭が悪いから，ちょっとよく分からなかったですけど，やっぱり事件の問題の中で，貧しいから，きつかったからってというのは，何かほとんどだったみたいで，普通，生活してるんだったら，食べるものがなかったら，親子だったらすね，子供が食べるものがなかったって言えば，父親だったり母親だったりするんですけど，この生活自体の中で，光熱費の支払とかが遅れて，水道や電気が止められたことがあったとかいう問題も入ってくるんですけど，それだけじゃなくて，何かこう思いやりがなかったような感じがするんですよね。いろんな面で考えてみた中で，自分の生活の中でも，水道代がなかったり，電気代の支払が遅れたりという経験もありますけど，やっぱり被告の家は，家賃が要らないんですよね，持ち家があったからですね。でも，それでも水道，電気が遅れるというのは，何かちょっと考えられないと思った。遊ぶこと，何か遊戯に使うお金はあったみたいな感じがあって，その中で，母親は昼夜働いて，家事をこなしているっていうんですけど，何かいまいちまとまらないっていう感じを受けたんですよね。

司会者： 皆さん全員が，冒頭陳述については，冒頭陳述メモがあった方がいいと。だけど，その冒陳を聞いただけでは，何がポイントなのか，何が問題になるのかはすぐには掴めなかったかのような印象のようですね。そ

れでは、何で分かりづらかったのか、あるいはこういう点をもう少し改善してくれると、もっと分かりやすかったのという観点からはいかがでしょうか。例えば、情報量がもうちょっと欲しいとか、これはもう認めてるから量刑だけに絞ってほしいとか改善して欲しい点について、何か建設的な意見をいただければありがたいのですが。

経験者 4 : やっぱり、事実だけを並べて、こうなんですって言われるというのは分かるんですね。ただ、最終的な判決、量刑を決める段階でも、やっぱり出てくるんですけど、その人の背景がなかなか見えづらいんで、こういう生活やってましたとか、こういう性格なんですけどとか、背景が見えてくると、こういう犯罪に走ったところが、こういうことなんだっていうのは段々分かってくると思うんですけど、最初の段階で、そういったところまで、ちょっと説明していただければ分かりやすいかなっていう気はしますけど。

司会者 : 分かりました。ちょっと、背景事情というか、どうしてこういうふうなことになったんだという、そこら辺りを説明してくれた方が分かりやすくなると。単に事実を並べられても、どうしてそういう事実となるのかが、ちょっと分かりづらいということですね。

次は、冒頭陳述が終わりまして、検察官、弁護人がどういう主張をするのか、どんな証拠がどんな順番で出てくるのかというようなことについてお聞きします。この点は聞いて分かりましたか。大丈夫だったですか。

うなずいてますが、皆、分かったという人は手を挙げてください。

(挙手する者あり)

司会者 : みなさん分かったとなりますと、検察官と弁護人の主張の違いというのがありますよね。その違いは分かりやすかったですか、いかがですか。検察官の主張、それから弁護人の主張、どこがコメントで違うのかとい

う，そこら辺のことは分かりやすかったということですか。それともちょっと分かりにくかったという，どちらでしょうか。いかがでしょうか。

経験者 2： はい，もう。

司会者： 分かりやすかったということですね。次に審理の時間についてお聞きします。時間は，長いと感じましたか，それとも，いや，まあ，この事件だと，このぐらいは掛かるということで，適当だと思ったのか。そこらあたりの感想をお聞かせください。

経験者 4： 量刑を決める段階に入ったときに，このぐらいの時間でいいのっていう気がしたんです。もうちょっとディスカッションしてもいいんじゃないのかなと。最終的には，やっぱり多数決じゃないですか。そうすると，裁判所の方も考えられてるんだと思うけど，夕方，やっぱり時間が迫ってくると，やっぱり家に帰らないかんいうところまでくると，じゃあ，今日のところはこれまで，ここで，解散しましょうっていう形となるんで。私のイメージとしては，ここをちょっと，もうちょっと話すべきだったら時間延長してでもやった方がいいんじゃないのっていう気はしたんですね。

司会者： 分かりました。審理ではなくて，評議の時間について，一つのポイントについて結論が出るまでもっと話し合った方がいいんじゃないかと，こういう御意見でしょうかね。

それでは，証拠調べのところでは，供述調書の朗読ということで，同意している書面について朗読を聞かれたと思いますけども，この供述調書の朗読について，何でも結構ですが，例えばそれは長すぎるとか，あるいはよく分かったとか，あるいはあんまり長いんで，これは不謹慎かもしれませんがもしもなくても，ちょっと眠くなったとか，どういう感想を持たれたでしょうか。いかがでしょうか。

経験者 3 : 長すぎるとは思いませんでした。

司会者 : やっぱり, 集中して緊張して聞いてたということでしょうか。

経験者 3 : はい。

司会者 : 例えば, 3 番の方が担当した事件では, その調書の朗読とともに, お医者さんが法廷に来て, いろいろ精神状態とかをしゃべられたりしたと思うんですけども, それを, 例えば調書の朗読と, 証人を呼んで, 直接話を聞くのとでは, どちらの方が分かりやすかったでしょうか。

経験者 3 : 私は, この先生のお話の方が分かりやすかったと思いますが。

司会者 : やっぱり, 先生に来ていただいて, 直接しゃべってもらって, やった方が非常に分かりやすかったということですね。

経験者 3 : 結構, 細かくっていうか, 例も出したりされて, まあ分かりやすいっていうかな。

司会者 : 5 番の方も, お医者さんが来て, 法廷で説明されたようなんですけども。お医者さんが来て, 説明された場合と, 例えば朗読している場合とでは, どちらが分かりやすかったですかね。

経験者 5 : 私も, 難しい言葉が使われてなかったと思いますし, お医者さんが来て説明された方が分かりやすかったと思います。

司会者 : お医者さんが来て, 直接しゃべってもらって分かりやすかったということですね。

経験者 5 : はい。だから, そういったことにはまず遭遇しないので, もう想像がつかなかったもので, それは良かったと思います。

司会者 : 例えば, 調書の朗読でも証人尋問でもいいのですが, 質問が重複してるとかいうことで, もうちょっと簡潔にした方が良いのか, それとも, いや, まあこの程度の尋問, この程度の調書の朗読でよいのか, どちらでしょうかね。何か感想はございますか。

経験者 4 : 弁護側の方が, 証人を連れて来られて, 弁護するときに, 本当に, そ

の人の量刑を少なくしてあげたいから、この弁護しているわけですね。そうやって証人まで連れて来ているのに、何となく決め手にならないというか、私のときは、そんな印象が。もうちょっとそこを説明してくれたら分かりやすいのにとかいう場面はあったですかね。

司会者： 弁護人に対し、もっと決定的な人を連れて来て、やってもらうと、もう少し量刑も違ったかもしれないということでしょうか。あとは、審理のことについて、総論的に聞きたいのは、先ほどの3番さんや5番さんの話では、法廷に来て、実際にしゃべってもらった方が分かりやすかったというのは、これはもうそういうことでよろしいのでしょうか。皆さん、それでよろしいですかね。

(全員うなづく。)

うなずかれてるので、皆さん、そういう感想を持っているということですかね。それでは、今度は、論告と弁論についてお聞きしたいと思います。検察官や弁護人の方で、何年が相当というふうに言われますが、この何年が相当かということを知っていて、なるほどということまで理解できたでしょうか。いかがでしょうか。例えば、検察官の方が、15年といった、これを受け弁護人の方はそれより低い5年といった場合に、どうしてその量刑になるのか、裁判員の方は分かったでしょうか。

経験者2： 今までの量刑の資料とかも見せられたし、説明とかがいろいろあったんで、まあそれが、一応、お互いの持ち場だったら、それがまあ妥当なのかなと思いました。

司会者： ありがとうございます。他の方はいかがでしょうか。

経験者5： ここに来て、もう難しいことだと思いました。やっぱり、判例なんかもあるようで、自分個人の、私の場合だと、こういう怖いことをしているのに、もっと重い刑になるんじゃないかと思ってても、やっぱり判例などがあるので、やっぱりそこは、ちょっと考えるのはとても難しいこ

とだなという点を感じました。

司会者 : 次に、論告、弁論で出された書面の枚数についてですが、1番、2番の方が関与された事件では、論告は11枚のペーパー、弁護人は18枚のペーパーを出されており、かなりの枚数だったと思うんですけども、これは、その場で読んで、理解することができましたでしょうか。そこから辺りはいかがでしょうか。

経験者2 : 経験したのが1年ぐらい前なんですけど、そんなに長いという印象はなかったような気がします。

司会者 : そんなに長い感じはしなかったということですね。他の方はいかがでしょうか。

経験者5 : つい最近のことなんですけど、ちょっと忘れたこともあるんですけど、私は、かえって何か矛盾を感じてしまいましたし、聞いている側からするととても、何かそれおかしいんじゃないかなあってという部分があったんですね。そういうふうに思えてくる内容だったように思いました。

司会者 : それは、論告なのか弁論かは分かりませんが、そこでの話、その内容を聞いてて、明らかに何かおかしいなと感じる内容だったということですか。

経験者5 : はい、そうです。

司会者 : まあどっちか分かりませんが、裁判員の方は、おかしな弁論、あるいはおかしな論告だと感じたと言われるので、裁判員の方にはそういう印象を与えない方がいいんでしょうね。同じような感想はございますか。どうですか。

経験者4 : 私が担当した事件は、そんなに複雑な事件ではなかったので、まあ聞いてて、分かりやすいのは分かりやすかったです。

司会者 : 聞いてて分かったということですね。

経験者3 : 私も、そんなにひどい事件ではなかったし、弁護人のときに、実際に

言われること，主張されることは何となく分かるし，後で，まあ分からないと言えば，裁判長がちゃんと説明をいろいろしてくださいました。

司会者：よく分かったということですね。

経験者3：はい。

司会者：3番の方は随分長い裁判だったようですが，何日かかったのか覚えていますか。

経験者3：私ですか。

司会者：ええ。

経験者3：1週間が1日早くなった。1日は早くスムーズにいて，早く終わりました。予定は1週間だったんですけど。

司会者：1週間というんですね。

経験者3：長いんですか。

司会者：そう長くは感じなかったということですかね。

経験者3：いや，私は，もっと他の人たちは長いのかなと思いました。

司会者：1週間であれば大丈夫ということですかね。

経験者3：あっ，そうです。全然，私は長いと思いませんでした。

司会者：ありがとうございます。調査してもらったところ，今日来られた中では，休みも入って2週間近かったんじゃないでしょうか。

経験者3：ああ，来た日にちじゃなくですね。

司会者：ええ，9月の中旬から終わりまで。

経験者3：ああ，休みが入ってでしょう。

司会者：こういう休みのときって，結構裁判のことを考えて，大変とか，そういうことはないですか。

経験者3：ないです。

司会者：なかったですか。

経験者3：はい。

司会者 : ありがとうございます。

3 評議について

司会者 : それでは次に、評議のことについてお聞きしたいと思います。貴重なお時間をいただいて評議を行うわけですが、もう少し時間を掛けてほしかったとか、少し分かりにくかったとか、こうした方がもっと良かったとかいう御意見はありませんか。先ほど、4番の方が、一つの結論が出るまでは、たとえ5時過ぎても、長くやってもらいたかったというふうな意見が出てましたが。今日、ここに鈴木裁判長がいるので、ちょっと言いにくいかもしれませんが、遠慮なく、おっしゃってください。

どなたからでも結構ですが、お願いします。

経験者5 : 意見などは、とても言いやすかったので、私は、とても良かったと思っています。

司会者 : 直すところはないですか。

経験者5 : はい。

司会者 : 満点だと。

経験者5 : はい。やっぱり、もう難しいことには変わらないんで、もうその気持ちですね。

司会者 : ありがとうございます。他の方はどうでしたか。

経験者3 : ないです。私は全くないです。分かるまで説明してくださるんですよ。もう何か、簡単なことでも、ちょっと年齢いった人もいらっしまったんですけど、何か、あっ、それぐらいはと思っても、その方が分からなければ、もうずっとこう分かるまで説明してくださるので、どんな方でも大丈夫だなと思いました。

司会者 : ありがとうございます。他の方、いかがですか。

経験者2 : 私も、本当に優しく何でも教えてくれるし、和気あいあいって感じなんですけど。何でも言いたいことは言えたし、何かお高いイメージ

ってというのがあったんですけど、何かそういうこともなく、進行できたからいけたと思うんです。

司会者：ありがとうございます。他の方、いかがでしょうか。

経験者1：私も良かったと思います。易しくかみ砕いて教えていただきましたので、ちょっと、私の言ってもらいたいことも相手に言ってもらったことを思い出しました。

司会者：どうもありがとうございました。次に、守秘義務についてお聞きします。守秘義務を有することについての負担感についてはどのように感じられているでしょうか。

経験者5：全くありませんでした。管理職を初めとし、ほとんど何も聞かれませんでした。やっぱり、聞いたらいけないとか、言ったらいけないっていうふうに思われてるみたいで、全く何も聞かれませんでした。一人の、60近い職員は、自分も行ってみたい、当たりたいて言われてました。そのくらい、ほんと聞かれませんでした。

司会者：聞いてもらいたいということはありますか。何も言われないういうのも、何か寂しいなっていう感じを持たれたことはありますか。

経験者5：とにかく、何か聞いてはいけない。ちょっと、それで特別休暇をいただきますという話をしてても、いや、言ったら駄目よっていう感じで、何かそんな雰囲気でした。とにかく、何か守秘義務っていうことは、もう皆さん、でも、言っているいい内容もあったと思うんですけど、とにかく何も聞かれませんでした。

司会者：だから、別に守秘義務については、負担感も何もないということでしょうか。

経験者5：何もありませんでした。

司会者：他の方は、いかがですか。

経験者1：私の職場に、事件に関係した人の近所に住んでいる人がいるんですけ

ど、やっぱり、その人は、その子がそんなことをするなんてねというのが一つあったんですけど、それ以上はもう聞かれなかったです。そして、私も、あんまりしゃべるのが好きじゃなかったし、もう普通に接することにして、黙っているとかじゃなくて、もう当たり前みたいな生活に戻って、何も言わなかったですし、もうそれ以上、会社の人にも聞かなかったのです。職場の中だったら、やっぱりいろいろ話題になったりするんですけど、やっぱり私がいる前ではしなかったんだと思います。

司会者： ありがとうございます。他の方はいかがでしょうか。

経験者2： 親しい人が、やっぱり聞いてきました。あと、家族も、ちょっと聞かれましたが、負担はなかったです。

司会者： 負担感はないということですね。

経験者2： はい。

司会者： だけど、聞いてくる人がいると。しゃべれないことはしゃべれないというスタンスをとられているということですね。

経験者2： はい。

司会者： ありがとうございます。他の方、いかがですか。

経験者3： 私の場合も、全くお互いに言いたくないだろうなと思われるのか、ほとんど誰も聞いてこなかったし、また裁判員に行くってことを知ってるのがもう管理職何人かぐらいで、もう普通の人たちは、上の人が黙ってくれたんで、もう終わったので、今日のこのこともちょっと話したんですよ、友達にですね。いや、もうそうだったんですかみたいに言って、いや、もう何か裁判員とかなったら嫌とか言ってたから、持ってたパンフレットとか、そういうのを見せて、説明してきました。絶対、何か経験した方がいいからって。

司会者： ありがとうございます。他の方、いかがですか。

経験者4： 職場ではあんまり、私、一番最初に、守秘義務があるからって言った

んですよ。そしたら聞かなくなりました。聞いたら悪いだらうっていうことなんですね。ただ、友達なんかは、どうやったとかいうのはあるんですね。それも、秘密持っていると苦しいですね。こう、やっぱり出てますね、これ言ったらいかんと思って、思わず止めた、あっ、こっから先は駄目だと。

司会者：皆さんの話を聞いている限りは、それほど負担になってないということですね。終わった後に、黙ってるということについて、精神的なプレッシャーがあるということはないというふうにお伺いしていいということですね。では、ここら辺りで、せっかく、花輪検事と村山弁護士が来られてるんで、今までの議論の中で、確認しておきたいこととか、こういうことを聞いてみたいという点がございましたらお聞きください。まず、花輪検事の方からどうぞ。

検察官：もう一度、皆さんにお聞きしたいんですが、先ほど、司会の方から冒頭陳述とか論告が分かりやすかったかというような質問があって、その辺は我々も、いつも分かりやすいように努力しているところで、その中で、ちょっと背景が見えづらかったという意見があったんで、今後も、その辺は気を付けていきたいと思いますが、それ以外の部分、例えば法廷での検察官、もちろん弁護人もそうですけど、何か立ち居振る舞いとか話し方とか、何か、例えば服装とかでも、そういうことで、何かこういうところが気になったっていうところがあれば、今後のためにお聞かせいただきたいと思います。

経験者1：いや、気になるということはありません。もうふだんのままでいいっていうことですね。

経験者2：気になることは、別にありません。

経験者3：私も、全く気になることはありません。

経験者4：気にはならなかったですよ。

経験者 5 : 気になることはなかったです。

司会者 : 前回の意見交換会では、審議に集中する余り、弁護人なのか、検察官なのかは分かりませんが、ちょっとパフォーマンスが過ぎるというふうな、意見があったんですが、今回は、そういうことはなかったですか。いかがですか。

経験者 2 : なかったです。もうちょっとパフォーマンス的なのがあるのかなと思ってたんですけど、そういうこともなくて、淡々としてたから、テレビと違うと思いました。

司会者 : 多分、それは前回の意見交換会の後で、どちらか分かりませんが、是正されたのかもしれないですね。花輪検事の方で、何か他に聞きたいことはありますか。

検察官 : 大丈夫です。

司会者 : じゃあ、続いて、村山弁護士の方から質問をどうぞ。

弁護士 : お聞きしたいのは、冒頭陳述であったりとか、弁論であったりとかした場合に、視覚に訴える道具ですよね。例えば、冒陳メモであったりとか、弁論メモだったり配ると思うんですけど、その他にパワーポイントを使って、画面に映し出したりとか、そういうもう一作業あった方がいいのか、それがあると、見るのが一杯ありすぎるんで不要なのか、その辺はどうお考えなのかなというのをお聞きしたいと思います。

司会者 : 5 番の方からいかがでしょうか。

弁護士 : その前に自分たちの経験された裁判のときに、そういう道具が使われたのかどうかも含めて、パワーポイント、画面かスクリーンか、とか。その辺が使われたかどうかも含めて。

経験者 5 : 使われました。

弁護士 : それは、あった方がよかったですか。

経験者 5 : あった方がいいと思いました。初めてだったのであった方が分かりや

すいと思いました。

司会者 : 4番の方,いかがでしょうか。視覚に訴える,ビジュアル的にぱっと目に入ってくるものがあつた方が良かったと思いますか。

経験者4 : 証拠なんかを出すときは使われてたんですよね。その背景を説明するとか,この人は小さいときからこうだったんですよとかいう説明のときにはなかったですね。だから,そういうときに使われた方が良かったのではないかなという気はしました。

司会者 : 3番の方,いかがでしょうか。

経験者3 : 私のときもありました。だから,あると分かりやすいです。

弁護士 : それは,メモもあるじゃないですか。

経験者3 : はい。

弁護士 : メモと画面とどっちを見ようかなって,そういう悩んだりとかせずに,やっぱりもう画面だけが良いということは。

経験者3 : いや,ずっと画面を見つめてるわけじゃないです。だから,見て,こっちを見るから,いいんじゃないかなと。

司会者 : 2番の方,いかがでしょうか。

経験者2 : 私のときもありました。メモもあつたし,逆にあつた方が分かりやすいと思います。

司会者 : 1番の方,いかがでしょうか。

経験者1 : 私も,同じ意見です。

司会者 : あつた方が分かりやすいという結論のようですね。

弁護士 : 実際にやっていると,余り画面を見られてる方っていないんじゃないかという,僕は気がしててですね。

経験者4 : 画面,結構見てますよ。

弁護士 : そうですか。

経験者4 : 生々しいやつ以外は。

司会者 : 見てるといふふうにおっしゃってますので、今後の弁護活動の参考に
していただければありがたいと思います。他にはどうでしょうか。

弁護士 : 5番さんがおっしゃった矛盾があったというのは、検察官の主張と弁
護人の主張に矛盾があったのか、そうじゃなくて、そもそもどっちかの
主張の中に矛盾があったのか、それはどっちなんですか。

経験者5 : 弁護人の方。

弁護士 : 弁護人の主張の中に、御自分たちの納得がいかないような主張があっ
たという趣旨なんですか。

経験者5 : そうですね、はい。

司会者 : それは、証拠調べの結果とかを見て、そういう証拠に照らすと、こう
いう主張は出てこないはずだということでしょうか。

経験者5 : そうですね、はい。ますます何かおかしいんじゃないか、他の方はど
うなのか分かりませんが、ますます何かおかしいんじゃないか、何か
あるんじゃないかというふうに感じました。

司会者 : 要するに、ちょっと無理のある弁論のように感じた、こういうふう
に言われてます。他にはございませんか。

4 選任手続について

司会者 : 次は、ちょっと後先になりましたけど、選任手続における感想や意見、
例えば、オリエンテーションや質問手続で分かりづらかった点などはな
かったでしょうか。また、振り返ってみて、少しこの点の説明があれば
もっとスムーズに審理に入れたといったような、選任手続における感想
とか意見とかがございましたら、何でも言っていただければありがたい
と思います。

経験者1 : 初め、手紙が来たときに、何で私に来たんだろうというのがあって、
納得できなかったんですけど、やっぱり経験できてよかったなというの
がありました。

司会者 : 選任のときの説明は、別段問題はなかったと理解してよろしいんでしょうか。

経験者 1 : はい。

司会者 : ありがとうございます。2番の方、何か選任手続のところで感想とかはございますか。

経験者 2 : 別に分かりにくいことはありません。

司会者 : 他の方もいかがでしょうか。選任手続で分かりにくいとか、そういうことはなかったということですか。それとも、何かございますか。

特に問題ないということでしょうか。(全員うなづく。)

5 これから裁判員となる方へのメッセージ

司会者 : これから裁判員になられる方に対し、皆さんの経験とか体験を基に、何かメッセージとか、そういうものがございましたら、発言をお願いします。

経験者 5 : 最初はやっぱりとても堅苦しいところだなというイメージがあったんですけども、来てみたら、本当にど素人の意見なんですけれども、とても意見が言いやすい雰囲気を作っていただいて、緊張することもなく、おられました。

司会者 : ということは、経験されて良かったということで、今後なられる方も、どんどん経験してくださいということですね。

経験者 5 : 宿題も出たんですけど、やっぱり堅苦しいイメージだから行きたくないという人もいたので、そこは、堅苦しくないと言うのもあれなんですけど、イメージと全然違いました。

司会者 : 堅苦しくなかったというのですが、5番さんの事件では、男性ばかりじゃなくて、女性の裁判官も入ってましたよね。

経験者 5 : そのようです。

司会者 : 実際に女性の裁判官が入ってたら、違うとか、そうでもないとか、そ

こら辺りはいかがでしょう。

経験者 5 : はい。やっぱりいらっしゃった方が、気持ち的にも違うと思います。

司会者 : 気持ち的にリラックスできて、しゃべれるということですね。

経験者 5 : そうですね。もちろん裁判員の方も全員男性、裁判官の方も男性ってなると、自分は、もし女性一人だったらなと考えると、やっぱり、いらっしゃってもらった方がいいかなと思います。

司会者 : ありがとうございます。他の方、何かメッセージをお願いします。

経験者 4 : そうですね、疑問に思ったこと、感じたことを、素直に言葉に出して言ってみた方がいいかなと思いますね。ただ、その疑問をずっと自分の中に秘めたままで最後まで行っちゃうと後で後悔するんですね。何で聞かなかつたんだろうとか。だから、疑問を疑問として聞く勇気を持っていてほしいなと思います。

司会者 : 4番の方は、その疑問を腹に収めたままじゃなくて、物を言うようにされたというふうに理解していいんですか。それとも、なかなか言えなかったのですか、どちらなんでしょうか。

経験者 4 : 最初はちょっと言いづらかったんですよ。最初というか、まだ始まったばかりのときは。ただ、裁判所がだんだん和やかな雰囲気、話しやすいところを作っていただいたんで、そこからやっとしゃべれるようになりましたね。裁判の公判のときでも、被告人に対して質問したりとか。この証拠はこうだったんじゃないんだろうとか、そういう疑問をぶつけるようになった。そうしないと、自分の中に残ってるんで、後、きついです。

司会者 : 和やかな雰囲気を出していただいたというのは、それは、例えばどういことがきっかけで和やかになったとかいうことはありますか。

経験者 4 : 私の場合は、そこにいる人間だけで話しをするときなんかでも、裁判官の方もそうなんですけど、普通の裁判の用語って全然出ないんですよ。

みんなで分かりやすい言葉でしゃべっているのです。これ，こういう聞き方していいんだっていうのが分かってくると，普通に，これ疑問なんだけどっていう言い方で出てくるんです。

司会者： 分かりました。昔から，物言わぬは腹膨るる技なりというので，やっぱりしゃべった方がいいですね。他の方，いかがでしょうか。

経験者3： 私も，何かとても緊張して一番最初の日が来たんですが，イメージ的に裁判長とかいえば怖いイメージが膨らんでたんですね。ただ，実際にお会いして，お話しして，お弁当なんかも一緒にずっと食べて，いろんな，ちょこっと別の話もしたりして，和やかな雰囲気です。とても話しやすかったし，何か，今からなられる方も，一生のうちで経験できる人は，数少ないと思うんですよ，全部できるわけじゃないし。何か，やっぱり裁判所に，裁判員になって，普通の経験ではできない経験がやっぱりできるので，何か得るものあると思うんですよ。だから，是非皆さん参加してもらいたいと思います。

司会者： ありがとうございます。他の方，いかがでしょうか。

経験者2： 私も，今の3番の方の意見とほとんど同じで，やっぱり経験してから，何か考え方も変わった部分もあるし，めったにというか，本当この人生の中で経験できるかできないか，できない人の方が多いと思うので，もし，なられたら，是非早く進んでやった方がいいと思います。

司会者： ありがとうございます。最後に他の方，いかがでしょうか。

経験者1： 和やかなうちに裁判員をさせていただいて，本当によかったなと思いました。これからも，選ばれた方は，やっぱり参加できるんでしたら参加した方がいいと思います。私もすごくよかったです。

司会者： ありがとうございます。これは裁判所の方からも聞いておきたいんですが，皆さんが，参加するにあたって，会社の方との折り合いが付きにくくて，出にくかったということはございませんでしたか。前回の意見

交換会では，そのような方がいらしたもんで。いかがですか。

経験者 4 : その点は問題なかったですね。私がそこに入って，いきなり裁判員に選ばれたんですけど，気が付いたら。そこでも初めてだったので，もう腫れ物に触らない感じで，どうぞって感じで。

司会者 : ありがとうございます。他の方はどうでしょうか。

経験者 3 : 私の場合は，3 交替なんですよ。で，一番最初に裁判員のあのくじがあるでしょう，来て，そこからまた選ばれるじゃないですか。で，同じ月でしょう。で，勤務が，大きな会社は特別年休みたいなのがあると思いますが，私のところはそんな大きいところじゃないので，自分の年休で来るんですよ。で，外れても外れなくても，余分に 1 週間休みをもらわないといけないんですよ，もらっておかないと。で，外れたら，自分の年休が無駄じゃないですが，用事がないのに，その年休に休まないといけないでしょう。だから，もしよかったら，1 回あって，くじがあって，その次に裁判員に来るので，次の月にまたがればいいかなと思いました。個人的なことです。

司会者 : 裁判員裁判に出てくることについて，使用者側が出ちゃいかんとかいうことはないですね。

経験者 3 : 全くないです。

司会者 : 他の方は，いかがですか。

経験者 5 : 私の職場も，とても人数が多いんですけど，私が初めてで，別に何も言われませんでした。

司会者 : 何か不利益な取扱いを受けたということはなかったですね。

経験者 5 : 全く，はい。頑張ってきてねと言われて，笑顔で皆さん理解をしてくれたような状況でした。

司会者 : ありがとうございます。他の方も支障がなかったということですね。

経験者 2 : 支障はなかったです。

経験者 1 : 支障がなかったです。

司会者 : 今回来られた方は、皆支障がなかったということで本当によかったです。どうもありがとうございました。一応、つたない司会で申し訳ありませんけれども、大体予定の時間になりましたので、これで意見交換を終了します。

第 2 質疑応答

司会者 : それでは、引き続きまして、記者の方からの質問等々に入らせていただきます。引き続き、私の方が進行役をします。幹事社の記者の方から、質問ありましたら、どうぞ。社の名前を言ってからお願いします。

熊 日 : 幹事社の方から 3 点質問させていただきまして、その後、各社からの質問に移らせていただこうと思います。もう既にお伝えをしてあると思いますが、まず 1 点目からなんですけど、実際裁判員というものを経験された後、日常生活に戻られて、改めて悩みや気付いた点などがありましたら、具体的に教えていただきたいんですが。まず、1 番の方からお願いします。

経験者 1 : あまり悩んだこととか、気付いたことはありません。普段の生活で、経験して良かったなということはあるんですけど、悪かったとか、そういうことはありません。

経験者 2 : 私も悩んだ点はないです。気付いた点は、事件に対して、何かその後やっぱり興味がわいてきたぐらいですね。

経験者 3 : 私も全く悩みはありません。

経験者 4 : 私の場合は、テレビなんかで裁判とか見たときに、ああ、この裁判って大変だろうとか、この裁判員の人って何日出たんだろうとか、そっちの方をよく見るようになったですね。日常生活が変わったとか、悩んだとかいうことはないです。

経験者 5 : 悩んだことは特にありません。協力できるところは協力していこうと

思いました。

司会者： 幹事社の方で2点目、お願いします。

熊日： 先ほどから、裁判員をされてみて、報道なんかにもすごく関心が向くようになったという話もありましたが、その御自身の経験やそうした他の話なども聞かれる中で、その裁判員制度の意義というのをどういうふうにお感じになるかお伺いしたいんですけど、また1番のかたから順番にお願いします。

経験者1： 経験できないことが経験できたことが良かったと思います。だから、やっぱり裁判員制度はいいと思います。

経験者2： 知識がない私たちと、そういう専門的な知識を持ってらっしゃる裁判官の方達のために裁判員裁判ができたと思うので、やっぱり一般市民というか、そういう人たちの意見を聞くのもいいと思います。

経験者3： ちょっと意義っていう、意味が何か。

熊日： 裁判員が、市民の意見を取り入れるということで、裁判員制度というのがスタートしたと思うんですけど、それについて、その裁判員制度、賛成、反対でもいいんですけど、どういうふうにお感じになったかということの質問です。

経験者3： 皆さん参加した方が、その裁判所の中に足を踏み入れることも、まず普通はないし、だから、絶対何か得られるものがあるので、皆さん経験された方が良かったと思います。

経験者4： 裁判員制度については、私は賛成なんですけどね。理由は、今までいろんな犯罪を見て、新聞など見たときに、普通、他山の石で見るじゃないですか。親が子供を殺したと、ああって。でも、これを一回経験すると、この背景に何かあったんじゃないかなとか、どういう事情があったんだろうなとか、その辺のところを考えるようになったですね。だから、そういったところが、一般の人たちが参加する意義の一つじゃないかな

と思うんですね。何かルール違反なんかもそうじゃないですか。他山の石として見るなよって、おまえたち、十分気を付けろよと言われてたりするんですけど、なかなかそういったことができない部分がある。やっぱりこれはあった方がいいのかなと思います。

経験者 5 : 私は、新聞などを読んでいて、漠然とこの事件はこんな軽いんだろうとかいうふうに疑問を持って新聞を読んだりしてたんですけど、参加することによって、その疑問が払拭できたし、簡単には決めていないんだということも分かりましたので、参加できて本当によかったと思っています。

司会者 : 3点目お願いします。

熊 日 : もう皆さん裁判員制度、参加できて良かったという意見が多いんですが、その中で、参加されてみて、本当に率直になんですけど、ここを改善した方がもっとよりよい制度になるんじゃないかという提案などございましたら、また1番の方から順番にお願いしたいんですが。

経験者 1 : 余りよく分からないですけど、今のままでいいと思います。

経験者 2 : 選任される時、先ほど3番の方が言われたんですけど、その選任されるまでに、やっぱり休みを何日間か、選ばれるかどうか分からないんだけど、一応休みを取っとかなくちゃいけないというところが、私は、パートでやっているから、その休んだ分、その日は休みたくないのに休みを取らなくちゃいけないくて、もし選ばれなかったら、仕事に行くって言っても、シフトができてから、ただ、その日給料はもらえないとか、そういうのがあるから、その点をちょっと考えてほしいなと思いました。

経験者 3 : 私も、勤務というか、その調整ですね。今言われたのと同じ、ずっと思ってたんで、もし改善できればいいかなと思います。

経験者 4 : 私の場合も仕事の時間調整とか、そういった点ですかね。あとは、本当にこの少人数、裁判員というのはこの少人数でいいのかなというのは

思ったですね。もっといろんな意見が出てもいいんじゃないかなということなんです。

経験者5： 私は、すぐに休暇を取ることができたんですけども、最近ニュースになってる3か月にわたる裁判員裁判のことについて、職場で話が出たりしたときには、なかなか参加するのは難しいよねという話が出て、限られた人になってくるんじゃないかなという話は出たりもしたんで、やっぱり参加しやすい社会になればいいなと思います。

司会者： 幹事社の方、よろしいでしょうか。

熊日： はい。

司会者： あと個別に質問がある方、挙手して質問してください。

西日本： 1番の方が、一番初めの感想のときに言われた、その血の付いた出刃包丁なんかを見たときは、すごいなと、怖いなと思って、それが、後まで続いたというふうに。それを受けて、皆さんも同じように、もし、被害者の方の生々しい写真であったり、映像なんかが、例えば、今も、例えば夢に出てきたりするか、それとも、ぴたっともうそういうのを感じないというのを、それぞれ1番から順番に伺ってもよろしいですか。

経験者1： やっぱりテレビとかでも、事件だったりニュースだったり、そういう場面が出ると、見た場面がちょっと出たりもします。

西日本： 他の事件でもということですか。

経験者1： はい、そうですね。今はそんなに、あんまり感じないですけど、やっぱり最初の頃はありました。でも、そんなに落ち込むことはなかったですけど。

経験者2： 後までそれが出てくるとかということはないんですけど。

経験者3： 私も別に、終了したのと一緒にもう全く。

経験者4： ほとんどないですね。記憶には残ってますけど。

経験者5： ありませんでした。

西日本 : ありがとうございます。

司会者 : 他の社の方，いかがでしょうか。

朝 日 : 裁判員を経験されるまで，なかなか日常の世界では，犯罪を犯したりとか，犯罪の被害に遭った人と簡単に会うことはほとんどないと思うんですけども，今回，裁判員を経験されて，実際の犯罪を犯した人や被害者の方に会って，これまで持っていたイメージが，例えば，意外とこうやって罪を犯した人でもちゃんと考えてるんだなとか，結構ひどいんだなとか，逆にその被害者の方って，こんなに辛い思いをしてるんだなとか，今まで持っていたイメージが，もし変わったなということがあれば教えていただきたいんですけども。順番にお願いいたします。

経験者 1 : 私が受け持った事件の中では，父を息子が殺すんですけども，やっぱりいろんな，家庭の中でのことですけど，そこにはおじいさんがいたり，おばあさんがいたり，母親がいたりで，その中の絡み合いで息子がそういうふうになってしまうんですけど，現実の生活の中に当てはめられても，そういう経験をする場合もありますので，そういうときに，どういうふうにしたら切り替えられるかなというところが，できたことが良かったと思います。

経験者 2 : 私も殺人だったんですけど，そういう凶悪犯とかそういう感じじゃなくて，普通に素直な若者という感じでしかなかったです。

経験者 3 : 私も本当にもうその辺にいらっしゃる普通の方だったんで，いろんな人がいるんですけど，自分の見知り，自分自身を含めて，いつどんなことがあるか分からないかなと思ったし，その方に子供さんがいらっしゃって，最後に裁判長が子供さんのことをちょっと言われたときには，涙ぐむような感じがあったので，みんな同じで，ちょっとしたことで間違うんだなと思いました。

経験者 4 : そうですね。犯罪を犯す方も，被害者になる方も，ごく普通の人なん

ですよね。それが身近にあるというのも、こうひしひしとを感じるし。そうなった原因は、やっぱり何かあるかなという部分がやっぱり分かってくる。こういう言い方をするとちょっと失礼なんですけど、新聞で書かれてる内容を、私はあんまり鵜呑みにしないようになったんです。やっぱりそれなりの事情があってこうなってるんだなということを感じるようになったですね。

経験者 5 : 4 番の方がおっしゃったとおり、新聞でただ見ると、被害者の人も悪いところがあったんじゃないかなというふうに思ってしまったと思うんですよね、この裁判に参加しなかったら。でも、参加することによって、何でこういうふうに、こういう被害者の人をこういうふうにしてしまったんだろうというふうに思うことができたし、そうですね。やっぱり新聞だけじゃ分からないことが多いんだなと思いました。

司会者 : よろしいでしょうか。他の社の方、いかがでしょうか。

朝 日 : 今の質問から関連してなんですけども、そうやって被害者の方とか、犯罪を犯した方に接したことで、今、社会の中に、その犯罪の更生を助けるプログラムとか団体さんとか、被害者の方を支援する団体さんなんかもたくさんあるんですけども、そういったのに、今、新しく関わって、見ている方とか、これから関わってみたいなという考えてる方が、もしいらっしゃったら教えていただきたいんですが。

特にいらっしゃらないですか。この裁判員を経験してみて、自分で新しく何か、こういったことを始めてみましたとか。例えば、家族の間で話をするようになりましたとか、身近なことでもいいんですけど、もしそういう経験、些細なことでもあれば教えていただきたいと思います。

経験者 4 : 私は職場で、若い職員とかを指導するときの役には立ってますね。私の場合、担当した、加害者の方は、何ていうんですかね、孤独というか、誰にも頼れない状態で、自分一人だけで思い悩んでてこういう事件を起

こしたという経緯があった。だから、ちょっと思い悩んでるような若い人たちには、話を聞いてあげたりとか、悩んでるようなときには一人にはしないようなやり方を。そういう職場への活かし方というのは、今やってますね。

経験者 5 : 私も裁判と関わってみて、こんな加害者、孤独のために事件を起こしてしまった加害者みたいな人を作りたくないなという思いがあるって考えてますね。

経験者 4 : そういう大きな事件になるような人じゃなくて、やっぱり小さな芽を摘んでいけば犯罪につながらないわけじゃないですか。だからそういった点で、やっぱり話合いというのは、もちろん必要だろうし、それが行く行くは、じゃあ犯罪の芽を摘んでるなんて私も思わないですよ。だから、そういったことで協力してあげたら、良い方向に話は向いて行くんじゃないかなという気はするんです。

朝 日 : ありがとうございます。

西日本 : 皆さんにお聞きしたいんですが、鹿児島であった無罪か死刑かの裁判のときなんかには、裁判員の方が実際にその事件があったと見られる現場を、家を見たという事案があったんですけども、皆さん、もし自分が担当されるときに、その現場に行って、写真ではいろいろ見ると思うんですけど、実際にその現場を見てみたいと思ったりしたことはありませんでしたか。1番から。

経験者 1 : 家の近くですけど、行ってみようかなとは思いませんでした。

経験者 2 : 私も割と近くなんですけど、どこかなぐらいい思ったけど、行ってみようとは思いません。

経験者 3 : 私も特に行ってみようとは思いませんでした。

経験者 4 : 私も思わなかったですね。説明されてる中で、大体ほとんど分かりました。

経験者5： 私も全く思いませんでした。

西日本： ありがとうございます。

読売： お話の中でもあったんですが、量刑を決めるときに、御自身の中でどういう、葛藤というか、量刑を決める際、どういうことを考えられたのか、また1番の方からお話ししていただけますか。

経験者1： やっぱり、被告人自身が、実の父を殺したというのがありましたので、裁判官と一緒にいろいろ悩みました。そして、そのことでちょっといろいろ悩んで、疑問もあったので、結論を悩んでちょっと時間が掛かりました。

経験者2： 私も親子同士だったので、刑を考えるときに、やっぱり両方の気持ち、親子同士だから、他人ではないからという思いがあって、その点がちょっといろいろ悩みました。

経験者3： 私もとても、一番難しいところだったんですけど、今までの例というか、いろいろな資料を見せられて、分からないところは聞いて、とっても難しかったけど、何とか、良かったと思います。

経験者4： 量刑が長くても短くても悩むんですよね。判例を見せられても、結局全く同じケースってないんで、じゃあ、何が決め手でその量刑を減らしてくれるのというところは、やっぱり弁護士側の方の弁護に相当よるなという気はしました。検察官の方が言われる内容というのは、もう画面でぱっと出される。それを基準に物を考えていくんで。本当にこれでいいというのは、もう最後まで悩みますね。ただ、影響を受けるのは、やっぱり弁護士側の弁護の仕方ですか、それに相当左右されるというのはよく分かるんです。

経験者5： 本当に考えなくてはいけないと思って、加害者、被害者の立場に立って、自分でもいろいろ考えてみたんですけども、聞けば聞くほど矛盾に感じてしまって、結局、加害者の方が言われる年数を特に、そのとき

は考えるようになってしまって、やっぱりとても年数を考えることは難しいなど、とても思いました。

読 売 : ありがとうございます。

司会者 : 他社の方がいかがでしょうか。

R K K : 公判において、例えば直接話を聞きたい、若しくは再度話を聞きたいと思われたこととかはないでしょうか。基本的に裁判員の方々は、それこそ証人への尋問及び被告人質問のチャンスが1回くらいかなという感じだったので、ああ、あれを聞きそびれたとか、もう一回ちょっと聞いてみたいと思うようなことはなかったのか。

経験者 1 : 殺人を決意する疑問はすごく残りましたが、やっぱり同情の余地も、ちょっと悩んだりもありますけど、問題が何か、どうやって表していいのか分かりませんが、やっぱり実の父親を息子が殺したというだけではない、いろんな家庭の事情があった部分がありましたので、やっぱり何か疑問がちょっと残るといえるのが多かったんですけど、なかなかそこを聞こうかなというのは、そこまで至らなかったです。

経験者 2 : 結構説明とか、私の担当した事件では、背景とかも結構、記述とか、書面にも書かれてたんで、特に聞きたいとかいう思いはなかったです。

経験者 3 : 私も特になかったです。

経験者 4 : 私の場合は、疑問に思ったことを、ずっとメモってたんですね。メモってた中で、控室で休憩してる時なんか、いろいろ周りと話をして、最後に残ったやつだけ、本人に質問をしました。

経験者 5 : そういう機会がありました。聞きやすい雰囲気を作ってくださったので、とても良かったです。被告人の人に質問するときも、最初は、裁判長が、ないですかというふうに聞いてくださったので、最初はちょっと緊張してたので聞くことができなかつたんですけど、やっぱりどうしても加害者の立場に立つことができなくて、自分がもし被害者だったらと

いうふうに考えたら，ここで緊張してると言われてられないなと思って，
で，もう一回裁判長がどうですかと言われたときに，そういう雰囲気を作
ってくださったので，聞くことができました。

熊 日 : 御自身が携わった被告人が控訴したかどうか，そういった，その後と
いうのを知りたいと思われたりはしますか。

経験者 1 : 一応は，関わりましたので，やっぱりその結論が知りたいと思います。

経験者 2 : やはり知りたいと思うし，そういうのが新聞とかに書いてあったら，
見ます。

経験者 3 : 私も，できることなら知りたいと思います。

経験者 4 : そうですね。やっぱり知りたいですね。

経験者 5 : 知りたいと思いました。で，毎日新聞を見えています。

西日本 : 皆さんにお尋ねします。熊本でも，昨年 10 月に死刑判決という事
案がありました。大体皆さんが何の事件か，私なんか今までの話で分か
ったので，この中には多分いらっしやらないと思うんですが，そういう
御自身が仮に死刑か無期かとかを問われた裁判に，自分が選任されたと，
仮定の話なんですけど，その重責に，やった人じゃないと分からないで
しょうが，経験者の皆さんから見て，こういう重責に自分が耐え得るの
かどうかというのは，想像の範囲になりますが，教えていただいてよろ
しいですかね。

経験者 1 : やっぱり参加すると仮定して，やっぱり結果を出すと思います。

経験者 2 : やっぱり重責にはなるとは思いますけど，みんなで，いろいろ考えて考
えた挙げ句の刑なので，何年何年とはちょっと違うんですけども，やっ
ぱり気持ちは重いんですけど，終わったらもうそれで忘れたいと思います。

経験者 3 : 大変だけど，もしそういうことになったら，頑張りたいと思います。

経験者 4 : 相当なプレッシャーは感じると思うんですよね。ただ，私一人が決め
るわけじゃない。みんなでいろんなことを話しながら，いろんなことを

考えながらやっていくわけですから，そのプレッシャーは感じながらも，やっぱり決めるとは思いますね。ただ，気が楽かどうかと言われると，どっちかと言ったら，上告ですか，上告がされた方が気は楽になりますね。

経験者5： 裁判員だけで考えるんでもなくて，裁判所なりと一緒に考えるので，想像ですけれども，そこまで負担にもならないかなと思います。

司会者： 時間もまいりましたので，この程度でよろしゅうございますか。それでは，これで本日の裁判員経験者の皆さんとの意見交換会を終わりにしたいと思います。本当に本日は長時間にわたり，どうもありがとうございました。今後ともよろしくお願いします。

以 上